

旧法の障害年金を受けている方へ

(旧法の障害年金：昭和61年3月以前に受ける権利が発生した障害年金)

平成26年4月1日から 障害年金の額（障害等級）の 改定を請求できる時期が変わります

障害の程度が重くなったときには、現在受けている障害年金の額（障害等級）の改定を請求することができます。

これまででは、障害年金を受ける権利が発生した日、または障害の程度の診査を受けた日から1年を経過しないと請求できませんでしたが、4月1日からは、裏面のいずれか（＊）に該当すれば、1年を経過しなくても請求できるようになります。

* 国民年金法の障害年金は、裏面の1～4または17～20のいずれかに該当した場合に、厚生年金保険法の障害年金は、裏面の5～20のいずれかに該当した場合になります。

これまでの請求時期

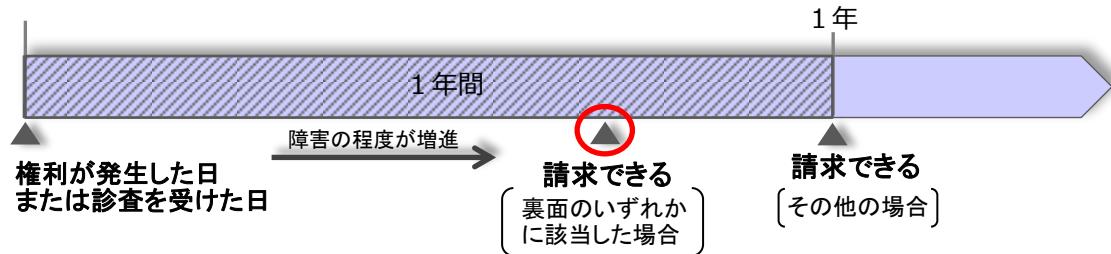
- ・障害年金を受ける権利が発生した日
または
 - ・障害の程度の診査を受けた日
(額改定請求を行った日、または
額（障害等級）の変更のあった日)
- } から1年を経過した日 以降
1年



4月1日からの請求時期

裏面のいずれかに該当した場合には、1年を経過しなくとも請求できます。

※ 裏面のいずれかに該当し、請求が認められた場合でも、診査の結果、障害等級に変更がないことがありますのでご注意ください。



不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください。

1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合

受給権を取得した日、または障害の程度の診査を受けた日のどちらか遅い日以降に、該当した場合に限ります。

※ 17の場合は、完全麻痺の範囲が広がった場合も含みます。

国民年金法の障害年金

- 1** 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2** 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
- 3** 両上肢の全ての指を欠くもの
- 4** 両下肢を足関節以上で欠くもの

厚生年金保険法の障害年金

- 5** 両眼の視力が0.02以下のもの
- 6** 両眼の視力が0.04以下のもの
- 7** 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.06以下のもの
- 8** 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 9** 喉頭を全て摘出したもの
- 10** 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 11** 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12** 一上肢を腕関節以上で失ったもの
- 13** 一下肢を足関節以上で失ったもの
- 14** 両下肢をリストラン関節以上で失ったもの
- 15** 両下肢の全ての足指を失ったもの
- 16** 心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの

国民年金法・厚生年金保険法の障害年金（共通）

- 17** 四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したものの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る）
- 18** 心臓を移植したものまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの
- 19** 脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの
- 20** 人工呼吸器を装着したものの（1月を超えて常時装着している場合に限る）

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）にてご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

全国の窓口 日本年金機構

検索